



号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文 初特第309号文部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)	10/10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(6) 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(7) 上記(1)～(6)の介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。	10/10
(8) 障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
5 幼児、児童、生徒又は学生が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。なお、利用者の身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする。(幼児及び児童は除く。)	10/10
6 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)なお、利用者全員の身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする。(幼児及び児童は除く。)また、別表のとおり、面数及び時間の利用制限を行う。	10/10
7 70歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。	10/10
(2) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
9 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技 団体長名で申請があったものに限る。	10/10
10 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
11 5月から9月までの間に県内の競技団体が主催する高校生以下を対象とした中国大会以上の大会、又は中国大会以上の大会に繋がる大会で利用する冷房使用料。(競技を行う施設に限り、会議室等を控室などで利用する場合は除く。)	1/2

二 設備利用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1～3、一の5～6、一の8～10に該当する場合	10/10
2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1に該当する場合	10/10
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（管理者が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10

別表

一の6 学生専用利用における1日当たりの利用制限

区分	面積	時間
メインアリーナ	最大 1 / 3面	2時間まで
サブアリーナ	全面のみ	2時間まで
2階ロビー	全面のみ	2時間まで
会議室	1部屋	2時間まで